

令和8年度鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金申請要領

令和8年6月9日

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課・障がい福祉課

1 目的

海外現地での介護人材確保に資する取組を促進するとともに、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減により、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着の促進を行うことを目的とする。

2 募集事業の概要

令和9年3月31日までに完了する事業を対象とする。

(1) 申請期間

令和8年6月9日（火）から令和8年6月30日（火）まで

(2) 対象事業及び補助額等

対象事業	<p>①外国人介護人材獲得強化事業</p> <p>以下のいずれかの外国人介護人材確保の取組を行う事業所に対して、その費用を助成する。</p> <p>ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。</p> <p>イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。</p> <p>ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、 ・海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集 ・日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動 ・上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。</p> <p>エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組</p> <p>②外国人介護人材定着促進事業</p> <p>外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を助成する。</p> <p>ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進</p>
------	---

	<p>外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、eラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。</p> <p>イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組</p>
対象事業者	<p>ア 鳥取県内に所在する介護事業者（介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく介護事業者とする。）</p> <p>イ 鳥取県内に所在する障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者事業者とする。）</p> <p>※令和8年3月に実施した希望照会に回答した事業者を対象とする。</p>
対象経費	<p>対象事業の実施に要する経費 （報償費、旅費、人件費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託費（県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、備品購入費）</p> <p>※交付決定前の経費であっても、当該年度の経費であれば本事業の補助対象とする。</p> <p>※ツール等の導入後の運営費は、本事業の補助対象とはならない。</p> <p>※外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は、本事業の補助対象とはならない。</p>
補助率及び補助上限額	<p>対象事業① 10/10、1法人につき500,000円</p> <p>対象事業② 3/4、1法人につき300,000円</p> <p>※介護事業・障害福祉サービス事業の双方を運営する法人にあっても、法人単位で上限を適用することに注意すること。</p>

3 申請方法

(1) 提出書類

「鳥取県外国人介護人材獲得強化・定着促進事業補助金交付要綱」を参照すること。

提出書類	提出部数
①交付申請書（鳥取県補助金交付規則第5条）	各1部
②事業計画書（様式第1号）	
③収支予算書（様式第2号）	

(2) 提出方法

原則メールにより提出（難しい場合は問合せ先に相談すること）

4 留意事項

- (1) 本事業による成果等については、厚生労働省に報告する予定であるため、実績報告時にあたっては、実施内容・成果を具体的に記載すること。また、国又は県による好事例の周知等に協力を行うこと。
- (2) 複数の関係法人で連携して同一事業を実施した場合や、同一事業に対して他都道府県からの補助や、医療介護総合確保基金による補助を受ける場合など、当該同一の事業に対して重複して補助することはできないことに予め留意すること。ただし、補助を受ける対象事業の内容が明確に異なる場合など認められる場合もあるので、事前に相談すること。
- (3) 補助金申請等における仕入控除税額の取扱いについては、別紙「補助金申請から実績報告、仕入控除税額等のフローチャート」を踏まえて、適切に手続きを行うこと。

5 補助金手続きの流れ

- (1) 交付申請（～R8. 6. 30）
- (2) 交付決定通知（交付申請から原則20日以内）
- (3) 補助金の概算払
- (4) 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）
- (5) 補助金の額の確定、精算

6 提出・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護人材確保・制度担当

電話：0857-26-7178

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp